



一般事業主行動計画

計画期間

令和 8 年 9 月 1 日 ～ 令和 11 年 3 月 31 日

目 標

1. 女性及び男性職員の育児休業取得率を 50%以上とする。
2. 育児休業取得者が生じた場合でも業務に支障が生じないよう、業務の代替・引継ぎ体制を整備するとともに、各月の法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数が 40 時間を超える職員をゼロとする
3. 結婚・妊娠・子育て等に関する多様な事情に配慮しつつ、誰もが安心して制度を利用できる職場風土を醸成する

対策の内容と実施時期

- ・ 令和 8 年 8 月～9 月：全職員向けに育児休業制度に関する研修を実施
- ・ 令和 8 年 8 月～9 月：育児休業に関する相談窓口を設置・周知
- ・ 令和 8 年 8 月～9 月 ：育児休業取得に関する事例やノウハウを社内共有
- ・ 令和 8 年 8 月～9 月 ：育児休業取得を促進する方針を全職員へ周知
- ・ 令和 8 年 9 月～10 月：業務分担・引継ぎ体制の整備
- ・ 令和 9 年 4 月 ：取組状況を踏まえた計画の進捗確認・見直し